諮問庁：防衛大臣
諮問日：令和８年５月２６日（令和８年（行情）諮問第６９０号及び同第６９１号）
答申日：令和８年１１月１３日（令和８年度（行情）答申第８０３号及び同第８０４号）
事件名：情報通信の技術を利用する方法による公表等がされていない行政文書ファイル管理簿の不開示決定（不存在）に関する件
電子政府の総合窓口の行政文書ファイル管理簿に登録されていない行政文書ファイル管理簿の不開示決定（不存在）に関する件

答　申　書

第１　審査会の結論

別紙に掲げる各文書（以下「本件対象文書１」及び「本件対象文書２」といい、併せて「本件対象文書」という。）につき、これを保有していないとして不開示とした各決定は、妥当である。

第２　審査請求人の主張の要旨

１　審査請求の趣旨

行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）３条の規定に基づく各開示請求に対し、平成３０年８月１７日付け防官文第１３３６３号及び令和２年４月９日付け同第５８８２号により防衛大臣（以下「処分庁」又は「諮問庁」という。）が行った各不開示決定（以下、順に「原処分１」及び「原処分２」といい、併せて「原処分」という。）について、その取消しを求める。

２　審査請求の理由

審査請求人の主張する審査請求の理由は、各審査請求書の記載によると、おおむね以下のとおりである。なお、添付資料は省略する。

（１）審査請求書１（原処分１について）

過去において行政文書ファイル管理簿の開示を情報公開請求により行うことを求められた事実を鑑みると、不開示理由はにわかには首肯し得ない。改めて全省的に発見に努めるべきである。

（２）審査請求書２（原処分２について）

処分庁の説明（略）によると、ｅ―Ｇｏｖの行政文書ファイル管理簿に登録されているもの以外で「審査請求にかかる決裁関連文書を綴っている１件１件のの行政文書ファイル」が存在するので、それらを管理する文書が存在するものと思われる。

第３　諮問庁の説明の要旨

１　経緯

本件各開示請求は、本件対象文書の開示を求めるものであり、その保有を確認することができなかったことから、平成３０年８月１７日付け防官文第１３３６３号及び令和２年４月９日付け同第５８８２号により、法９条２項の規定に基づき、文書不存在による各不開示決定処分（原処分）を行った。

本件各審査請求は、原処分に対して提起されたものである。

なお、原処分に対する各審査請求について、各審査請求が提起されてから情報公開・個人情報保護審査会への諮問を行うまでに約７年８か月又は約６年１か月を要しているが、その間多数の開示請求に加え、開示請求の件数を大幅に上回る大量の審査請求が提起され、それらにも対応しており、諮問を行うまでに長期間を要したものである。

２　本件対象文書の保有の有無について

本件対象文書については、行政文書ファイル等の現況を明らかにするための帳簿としての行政文書ファイル管理簿は、原処分時ｅ－Ｇｏｖにて公表しているものが全てであり、請求された公表されていない管理簿は存在しないため不開示とした。

３　審査請求人の主張について

審査請求人は、上記第２の２（１）及び（２）のとおり主張して、原処分の取消しを求めるが、上記２のとおり、行政文書ファイル等の現況を明らかにするための帳簿としての行政文書ファイル管理簿は原処分時ｅ－Ｇｏｖにて公表しているものが全てであり、請求された公表されていない管理簿は存在しないことから、不存在につき不開示としたものであり、本件各審査請求を受けて念のため所要の探索を行ったが、本件対象文書の保有を確認することはできなかった。

よって、審査請求人の主張には理由がなく、原処分を維持することが妥当である。

第４　調査審議の経過

当審査会は、本件各諮問事件について、以下のとおり、併合し、調査審議を行った。

①　令和８年５月２６日　　諮問の受理（令和８年（行情）諮問第６９０号及び同第６９１号）

②　同日　　諮問庁から理由説明書を収受（同上）

③　同年１１月９日　　令和８年（行情）諮問第６９０号及び同第６９１号の併合及び審議

第５　審査会の判断の理由

１　本件各開示請求について

本件各開示請求は、本件対象文書の開示を求めるものであり、処分庁は、

これを保有していないとして不開示とする原処分を行った。

これに対し、審査請求人は、本件対象文書の開示を求めており、諮問庁は、原処分を維持することが妥当としていることから、以下、本件対象文書の保有の有無について検討する。

２　本件対象文書の保有の有無について

（１）諮問庁は、本件対象文書の保有の有無について、上記第３の３のとおり説明し、当審査会事務局職員をして更に確認させたところ、おおむね以下のとおり補足して説明する。

ア　防衛省の行政文書ファイル管理簿については、防衛省行政文書管理規則（平成２３年防衛省訓令第１５号）２１条２項により、インターネットで公表するとともに、あらかじめ定めた事務所に備えて一般の閲覧に供しなければならないとされており、防衛省においては、行政文書ファイル管理簿をｅ－Ｇｏｖに掲載するとともに、情報公開窓口にインターネット端末を備え、ｅ－Ｇｏｖを閲覧可能にすることで一般の閲覧に供することとしている。

なお、本件対象文書２の「電子政府の総合窓口」とは、ｅ－Ｇｏｖのことであると解した。

イ　このため、防衛省の行政文書ファイル管理簿は、ｅ－Ｇｏｖにて公表しているものが全てであり、本件対象文書を作成、取得しておらず、保有していない。

ウ　なお、本件各審査請求を受け、関係部署において改めて探索を行ったが、本件対象文書に該当する行政文書の保有は確認できなかった。

（２）これを検討するに、諮問庁から提示を受けた防衛省行政文書管理規則の内容に照らすと、諮問庁の上記（１）ア及びイの説明は、不自然、不合理とはいえず、これを覆すに足りる事情も認められない。

また、上記（１）ウの探索の範囲等について、範囲等も不十分とはいえず、このほかに、本件対象文書の存在をうかがわせる事情も認められない。

したがって、防衛省において、本件対象文書を保有しているとは認められない。

３　審査請求人のその他の主張について

審査請求人のその他の主張は、当審査会の上記判断を左右するものではない。

４　本件各不開示決定の妥当性について

以上のことから、本件対象文書につき、これを保有していないとして不開示とした各決定については、防衛省において本件対象文書を保有しているとは認められず、妥当であると判断した。

（第４部会）

委員　小野瀬厚、委員　徳本広孝、委員　野田　崇

別紙

本件対象文書

１　本件対象文書１

防衛省の行政文書ファイル管理簿のうち「当該行政機関の事務所に備えて一般の閲覧に供するとともに、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により公表」（「公文書等の管理に関する法律」第７条）されていない管理簿の全て。（平成３０年７月１３日時点）（対象は防衛省の全機関）

２　本件対象文書２

防衛省の行政文書ファイル管理簿のうち、電子政府の総合窓口の行政文書ファイル管理簿に登録されていいないものの全て。